

# 個人ふれあい道路事業制度実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する道路等の公共施設（以下「公共施設」という。）の一定区域における清掃・緑化等のボランティア活動を行おうとする個人を支援し、地域に愛されるきれいな公共施設づくり及び地域の環境美化の推進を図るため、個人ふれあい道路事業制度（以下「個人ふれあい道路事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 個人ふれあい道路事業とは、市道において自らの意志に基づき、無償で第4条に定める活動を行う者をいう。市道とは、和泉市で管理する道路、歩行者専用道、街路樹植栽樹(帯)及びこれらに準じるものをいう。

## (目的)

第3条 個人ふれあい道路事業は、個々の地域住民によるきめ細かな市道の維持管理により、よりよい緑環境を創出するとともに、市民参加をとおして、緑への関心を高めることを目的とする。

## (活動内容)

第4条 個人ふれあい道路事業の活動内容は次のとおりとする。なお、活動に際しては、別に定めるガイドラインに沿って活動するものとする。

- (1) 市道の清掃、除草に関すること。
- (2) 市道の草花の植栽等、美化に関すること。
- (3) 市道の樹木の剪定に関すること。
- (4) 市道の植物の病虫害駆除に関すること
- (5) 市道の緑の保全及び緑化の推進に関すること。

(6) その他市道の維持管理に必要な作業に関すること。

(個人ふれあい道路事業の登録)

第5条 この要綱に定める個人ふれあい道路事業として活動しようとする者は、和泉市指定の申込書を市長に提出するものとする。申し込みができるのは、満18歳以上で市内在住の個人とする。ただし、18歳未満の個人であっても保護者とともに登録する場合はこの限りではない。(以下、「登録者」という。)

注1 市長は、申込書を審査した後、個人ふれあい道路事業を行う者として登録するものとする。

注2 登録完了後、登録証明書を交付するものとする。

(登録の抹消)

第6条 個人ふれあい道路事業において、市長は登録の抹消を希望する者及びガイドラインを遵守することができないと判断するものについて、登録を抹消することができる。

注1 登録者は登録抹消の際に証明書を返却するものとする。

(活動への支援)

第7条 和泉市は、個人ふれあい道路事業の登録者に対し次の支援を行う。

- (1) 活動に関する情報の提供
- (2) 傷害保険への加入
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、個人ふれあい道路事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。